

# 令和4年度 京都市立乾隆小学校「学校いじめの防止等基本方針」

## 1 総則

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条に基づき、本校のいじめの防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

### (2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 いじめ対策委員会の設置

**ア 委員会名** 乾隆小学校いじめ・不登校対策委員会

### イ 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭(兼教育相談主任)・SC(スクールカウンセラー)・該当学年担任(拡大で行うときは、他の学年担任も入る)

※緊急対応時はこの限りではない。

### ウ 役割

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・関係機関、専門機関との連携対応  
(会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載)

### エ 開催時期

- ・月1回、定例会を実施する。
- ・必要に応じて随時開催。(緊急対応の場合は、この限りではない。)

### オ 児童生徒・保護者への周知方法等

- ・児童に対して、5月の朝会で児童にいじめ対策委員会とメンバーの周知を図る。
- ・保護者に対して、6月の学校だよりを通じていじめ対策委員会とメンバーについて周知を図る。

### 3 学校いじめ防止プログラム

#### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

##### ア 学習環境の整備

- ・教職員間の十分な引継ぎとともに、日常的な情報交換により児童や学級の状態を把握し、全教職員が共通理解を図る。
- ・相談室を設け、いじめまたはその疑いのある場合は、児童の保護や指導の場として活用する。
- ・学校のきまりを尊重し、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。

##### イ 授業改善の充実（「わかる授業」「生徒指導の機能が活かされた授業づくり」）

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童生徒に習得すべき基礎学力の定着を図る。

##### ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・人権参観・懇談会等で保護者に対して、命の大切さ・友だちとの関わりなどを題材とした「道徳」を実施し、いじめは絶対に許されないことや命の大切さの内容について理解や協力を求める。

##### エ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（運動会や学習発表会等）を通して人間関係づくりを行う。
- ・高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。

##### オ 児童生徒同士の絆づくり

- ・月ごとの行動目標を全校で意識して取り組む「ハートde乾隆」を通して、規範意識の醸成を図る。
- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・縦割り活動等で異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。

##### カ 保護者の啓発

- ・学校としていじめ防止活動を行うことを周知する。
- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動を行う。
- ・非行防止教室等の保護者参観を実施する。
- ・懇談会等で「いじめ防止基本方針」について周知する。

#### (2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

##### ア 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ・不登校対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ・不登校対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。
- ・いじめに関わる情報についての記録は、加害者児童、被害者児童のどちらの様子も問題行動状況（メモ）にこまめに保存し、学年や担任が変わっても確実に引継ぎ情報を共有する

ことができるようにする。

## イ 児童生徒に対する定期的な調査

### ①アンケートの実施

- ・学校評価の児童生徒によるアンケート（記名式）において、「いじめ」に関わる項目を入れ、実態の把握に努める。
- ・4～6年生については、クラスマネジメントシートを活用し、実態の把握に努めるようにする。

### ②教育相談の実施

- ・養護教諭が教育相談主任を兼ね、日常的に教育相談ができるような体制にする。保健室来校の様子を教職員全体で共有・交流できるようにする。

### ③インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童にも周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

## ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- ・その際、PDC Aサイクルでの見直しも行う。

## (3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

### ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

## イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては、警察にも連絡を入れる。

# 《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

## 前提となる基本事項

『学校いじめの防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

### 未然防止の取組

予防

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

### いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

見逃しのない観察

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

### 組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

#### 【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

#### 【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

### 管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

#### 【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の 姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

#### 【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

#### 【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

#### 【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

#### 【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

### 「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

#### 【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
  - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
  - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

## ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・いじめが発覚したときの対応に準じて行うとともに、インターネットという特性に対して、以下の対応をとる。
- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応など、被害の拡大を防ぐために専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。
- ・学校・保護者だけで解決困難な事例の際は、警察等の専門機関との連携を行う。

## エ 「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・被害児童への聞き取りにより、加害行為が3か月間止んでいることを適宜確認する。
- ・加害行為がなく3か月間経過した後も、全教職員の共通理解のもと、被害児童及び加害児童の観察を継続し、必要に応じて聞き取りを行う。
- ・定期的なアンケートを実施するなどして、他の児童からの情報を得ることにより、被害児童及び加害児童の状態を把握する。

## (4) 教職員の資質向上の取組（校内研修）

### ア 内容

- ・全教職員で「学校いじめの防止等基本方針」について共通理解する。
- ・「事例を基にした実践研修」を中心に「教職員のいじめに対する意識向上」や「アンケート結果を基にした研修」等を行う。
- ・毎回の職員会議には、いじめ対策に上がってきた児童や気になる児童の様子を報告し、情報を共有することで未然防止や早期発見に努める。

### イ 研修の時期

- ・4月職員会議
- ・5月、2月に行う生徒指導研修会

## 4 保護者・地域への情報発信、啓発、共同の取組

- ・育友会・紫野小学校・嘉楽中学校との連携のもと、いじめ問題や「乾隆小学校 学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育講座や地生連での研修会を設定する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。

## 5 重大事態への対処

### (1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

### (2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生防止に向けた取組の推進 等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

<参考>いじめ防止対策推進法（以下、点線内は関係する同法の条文）

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員，地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は，児童等からいじめに係る相談を受けた場合において，いじめの事実があると思われるときは，いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は，前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは，速やかに，当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに，その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は，前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には，いじめをやめさせ，及びその再発を防止するため，当該学校の複数の教職員によって，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ，いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は，前項の場合において必要があると認めるときは，いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は，当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては，いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう，いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし，当該学校に在籍する児童等の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し，適切に，援助を求めなければならない。

## 6 年間計画

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。

ただし、年度途中計画の見直しを行う場合がある。また、新型コロナウイルス感染拡大防止にともなう措置等を踏まえて一部の予定を変更することがある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	職員会議「学校いじめの防止基本方針」の共通理解		前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有	入学式後の保護者説明 学校説明会・学級懇談会
5	学級経営方針の交流会 気にかかる児童共通理解 いじめ・不登校対策委員会① 「クラスマネジメントシート・記名式アンケート実施に向けて」 緊急事態の場合は、随時対応	いじめ対策委員会の周知(朝会) たてわり活動の充実 あいさつ運動 1年生を迎える会	第1回クラスマネジメントシートの実施及び分析(4～6年)	憲法月間「学校だより」で啓発 「学校だより」でいじめ対策委員会について周知する 個人懇談会
6	いじめ・不登校対策委員会② 「クラスマネジメントシート」の結果共有	あいさつ運動 6年修学旅行 4年宿泊学習(びわ湖青少年の家) 6年非行防止教室	児童による学校評価 記名式アンケート1回目実施 学年集約と共有 教育相談	学校運営協議会理事会で説明
7	いじめ・不登校対策委員会③記名式アンケートの分析及び報告研修会	あいさつ運動		個人懇談会 学校運営協議会総会にて説明
8	小中合同教職員研修 情報共有と連携			
9	いじめ・不登校対策委員会④ 「未然防止に向けた取組の確認」「学校評価実施に向けて」	あいさつ運動 5年宿泊花背山の家		道徳・人権学習の授業参観、懇談会
10	いじめ・不登校対策委員会⑤ 「クラスマネジメントシート・記名式アンケート」実施に向けて	あいさつ運動 運動会	学校評価実施	
11	いじめ・不登校対策委員会⑥ 「学校評価」の共有	全校遠足 学習発表会 あいさつ運動	第2回クラスマネジメントシートの実施及び分析(4～6年) 児童による学校評価 記名式アンケート2回目実施 教育相談	学校運営協議会理事会にて説明
12	いじめ・不登校対策委員会⑦「クラスマネジメントシート・記名式アンケートの結果」	人権月間の実施 あいさつ運動	クラスマネジメントシートの分析及び報告研修会	個人懇談会 学校運営協議会総会にて説明
1	いじめ・不登校対策委員会⑧ 基本方針の見直しと作業に向けて 学校評価実施に向けて	マラソン大会 あいさつ運動 たてわり給食		
2	いじめ・不登校対策委員会⑨ 「クラスマネジメントシート」の結果考察 年間を通じてのいじめ事案の経過報告 年間の取組の反省・次年度へ向けて	あいさつ運動 図工展	学校評価実施	新1年半日入学・保護者説明 学級懇談会 学校運営協議会理事会にて説明と評価
3	いじめ・不登校対策委員会⑩	あいさつ運動 6年生を送る会		